

定 款

株式会社フコク

定 款

第 1 章 総 則

- 第 1 条 商 号
- 第 2 条 目 的
- 第 3 条 本店の所在地
- 第 4 条 公告方法

第 2 章 株 式

- 第 5 条 発行可能株式総数
- 第 6 条 単元株式数
- 第 7 条 単元未満株主の権利制限
- 第 8 条 株主名簿管理人
- 第 9 条 株式取扱規則
- 第 10 条 基準日

第 3 章 株主総会

- 第 11 条 招集の時期
- 第 12 条 招集権者および議長
- 第 13 条 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供
- 第 14 条 決議方法
- 第 15 条 議決権の代理行使
- 第 16 条 議事録
- 第 17 条 株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み

第 4 章 取締役および取締役会

- 第 18 条 取締役会の設置
- 第 19 条 取締役の員数
- 第 20 条 取締役の選任
- 第 21 条 累積投票の排除
- 第 22 条 取締役の任期
- 第 23 条 取締役会の招集権者および議長
- 第 24 条 取締役会の招集手続
- 第 25 条 取締役会の決議方法
- 第 26 条 取締役会の決議の省略

- 第 27 条 業務執行の決定の取締役への委任
- 第 28 条 取締役会の議事録
- 第 29 条 役付取締役
- 第 30 条 代表取締役
- 第 31 条 取締役の報酬等
- 第 32 条 取締役の責任免除
- 第 33 条 社外取締役の責任限定契約

第 5 章 監査等委員会

- 第 34 条 監査等委員会の設置
- 第 35 条 監査等委員会の招集手続
- 第 36 条 監査等委員会の決議方法
- 第 37 条 監査等委員会の議事録

第 6 章 会計監査人

- 第 38 条 会計監査人の設置
- 第 39 条 会計監査人の選任
- 第 40 条 会計監査人の任期
- 第 41 条 会計監査人の報酬等

第 7 章 計 算

- 第 42 条 事業年度
- 第 43 条 剰余金の配当等の決議機関
- 第 44 条 剰余金の配当の基準日
- 第 45 条 配当金の除斥期間

附 則

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 フコク と称し英文では Fukoku Co., Ltd. と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ゴム製品の製造販売
- (2) 金属製品の製造販売
- (3) 輸出入貿易業
- (4) リース業
- (5) 合成樹脂製品の製造販売
- (6) モータ、セラミックスおよびその応用品の製造販売
- (7) バイオ、医療関連製品の製造販売
- (8) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を埼玉県上尾市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとする。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、70,000,000 株とする。

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 7 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 8 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 10 条 当会社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 11 条 当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第 12 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出することを要する。

(議事録)

第 16 条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

(株式会社の支配に関する基本方針を実現するための取組み)

第 17 条 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(以下「買収防衛策」という)の導入および改正は、株主総会の決議によって行う。

2 前項に定める買収防衛策の廃止は、株主総会または取締役会の決議によって行う。

3 第 1 項に定める買収防衛策における対抗措置の発動または不発動については、株主総会にて株主の意思を確認することができる。

4 第 1 項に定める買収防衛策における対抗措置の発動または不発動は、取締役会の決議によって行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、15 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。

(累積投票の排除)

第 21 条 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期(監査等委員であるものを除く。)は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(役付取締役)

第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役社長を 1 名選定し、また必要に応じ取締役会長を 1 名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役を各若干名選定することができる。

(代表取締役)

第 30 条 取締役社長は、当社を代表する。

2 当社は、取締役会の決議によって前項に加えて代表取締役を選定することができる。この場合にはおのおの当社を代表するものとする。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度としてその責任を免除することができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第 33 条 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 34 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集手続)

第 35 条 監査等委員会の招集通知は各監査等委員に対して、会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 36 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 37 条 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決議機関)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項を定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日、中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。

2 当社は前項の他、取締役会決議によって、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第 45 条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 配当金には利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 1 当会社は、第62回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第62回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第45条の定めるところによる。